

蒲郡市建設工事請負業者格付要領

(趣 旨)

第1条 蒲郡市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）の請負業者の資格審査、格付の方法及び格付の基準については、この要領の定めるところによる。

(資格審査対象業者)

第2条 資格審査は、法第3条第1項の規定による建設業の許可を受け、かつ法第27条の23に規定する経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）を受け、市長の定める期間内に建設工事入札参加資格審査申請書を提出した業者について行うものとする。

(格付対象業者)

第2条の1 格付は、前条に規定する業者のうち、次の各号に該当する業種で、市内に本店、支店及び営業所等を有する業者（以下「市内業者」という。）について行うものとする。

- (1) 土木一式工事
- (2) 建築一式工事
- (3) 電気工事
- (4) 管工事
- (5) 舗装工事
- (6) 塗装工事
- (7) 造園工事
- (8) 水道施設工事

(格付の方法)

第3条 格付は、次条の客観的事項について算定した点数（以下「客観点数」という。）に第5条の主観的事項について算定した点数（以下「主観点数」という。）を加えた総合点数並びに次条の完成工事高の額により行う。

(客観点数及び完成工事高の額)

第4条 客観点数は経営事項審査結果の総合評点とし、完成工事高の額は経営事項審査結果の平均完成工事高の額とする。

(主観点数)

第5条 主観点数は、格付基準日（格付を行う年の2月15日。2月15日が閉庁日の場合は2月15日以降で最初の開庁日。）の直前2年間（暦年）に市が発注した建設工事について、各業種ごとに別に定める工事成績評定基準により、評定した平均点数（その値に小数点部分があるときはこれを切り捨てた値）に応じ、次表に掲げる点数とする。ただし、当該2年間に成績評定を行っていないときの主観点数は0点とする。

成績評定の平均点数	成績評定3回未満	成績評定3回以上
	主観点数	主観点数
90点以上100点	50点	100点
85点以上90点未満	40点	80点
80点以上85点未満	25点	50点
75点以上80点未満	10点	20点
70点以上75点未満	5点	10点
65点以上70点未満	0点	0点
60点以上65点未満	-50点	-100点
60点未満	-100点	-200点

（等級別格付基準）

第6条 市内業者の等級別の格付の基準は次表のとおりとし、その等級は総合点数並びに完成工事高の額の双方に該当する等級とする。

等級	区 分	土木一式工事	建築一式工事	電気工事	管 工 事
特A	総合点数	1,100点以上	1,000点以上	1,000点以上	1,000点以上
	完成工事高	5億円以上	5億円以上	5億円以上	5億円以上
A	総合点数	750点以上	600点以上	550点以上	600点以上
	完成工事高	1億円以上	1億円以上	5,000万円以上	5,000万円以上
B	総合点数	上記以外	上記以外	上記以外	上記以外
	完成工事高				

等級	区 分	舗装工事	塗装工事	造園工事	水道施設工事
特A	総合点数	1,100点以上	1,000点以上	1,000点以上	1,000点以上
	完成工事高	5億円以上	3,000万円以上	1億円以上	1億円以上
A	総合点数	上記以外	上記以外	上記以外	650点以上
	完成工事高				2,500万円以上
B	総合点数				上記以外
	完成工事高				

2 第2条の1に掲げる業者で、新規業者（過去に1度も市の入札参加資格審査申請書の提出がなかった業者をいう。）及び創業後満2年を経過していない業者に

については、前項の規定にかかわらず、最下位の等級区分に格付する。

- 3 第2条の1に掲げる業者で、定時の入札参加資格審査申請の受付締切日後に入札参加資格審査申請書を受理された業者は、遅滞なく格付名簿に登載する。

(格付の有効期間)

第7条 格付は、隔年毎に行い、その有効期間は入札参加資格決定の日から次の定時受付による入札参加資格の決定の前日までとする。ただしこの間においても特に必要と認めた場合においては、再度格付を行うことができるものとする。

(格付名簿)

第8条 第6条の規定に基づき格付名簿を作成する。

- 2 格付名簿は、契約検査課において閲覧に供する。

附 則

- 1 この要領は、昭和59年5月1日から施行する。
- 2 蒲郡市建設工事請負業者格付要領（昭和57年6月1日施行）は廃止する。

附 則

この要領は、昭和61年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和63年5月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成2年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成3年4月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成4年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。